

世田谷区監査委員告示第3号

令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和7年3月7日

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	市	川		穰
同	下	山	芳	男
同	高	橋	昭	彦

改善要望事項に対する措置状況

(1) 法令を遵守した適正な支出事務を求めるもの

【改善要望事項】

建築審査会における委員への費用弁償について、委員のうち近接地外の居住地から出席している1名に対し、条例に規定されていない日当1,500円を含めて支出していたことが判明した。附属機関の構成員への報酬等は、条例で規定されており、その規定に反した支給は極めて不適切である。また、審査会委員に対する報酬等の支出においては、年度当初及び実際の支出時には、支出対象者、金額、支出方法、支出科目等について所属長を決定権者とする事案決定を行っているが、決定関与者、決定権者ともに不適切な支出を見落としていた。さらに、時効完成前の過去5年間に遡る過誤払い分延べ58回計87,000円分の返還を、令和6年度に支給予定の費用弁償を過誤払い分相当額まで支給しない方法により進めている。しかし、現年度の返納は元の歳出科目に戻すべきであり、出納閉鎖期間を過ぎて返納されるものは新年度の雑入として調定し歳入管理すべきである。

今後、同様の事案が繰り返されることのないよう、前例にとらわれることなく、根拠法令の確認や順守の徹底はもちろんのこと、執行にあたっての事案決定行為や支出事務において見落とし等のないよう、適正な事務処理を徹底されたい。

【措置状況】

都市整備政策部都市計画課

事案決定時に不適切な支出を決定関与者、決定権者ともに見落としていたとの指摘については、指摘後ただちに課長を座長とする係長会を開催し、指摘内容を共有するとともに、今後の事案決定にあたっては、決定関与者に対し、前例にとらわれることなく根拠法令や事務手順の確認を徹底し手続きを適正に実施するよう、再度所属長を通じて指示すると共に、決定権者に対しても決定関与者の確認が徹底されているか十分確認するよう、改めて指示した。

出納閉鎖期間を過ぎて返納されるものは新年度の雑入として調定し歳入管理すべきとの指摘については、関係所管と協議のうえ、歳入科目新設、調定、振替という手続きを取り、歳入管理することとした。

(2) 適正な契約事務を求めるもの

【改善要望事項】

備品の購入において、OAスチールロッカーの購入単価に、机、椅子の引き取り費用及び当初見積書では含まれていなかった既存ロッカーの固定費用が含まれており、当初の契約時とは内容・金額が異なった状態で支払いまでを完了させている。加えて、備品管理上も実態と異なる価格で記録している。

会計において、正しい区分にて業務を処理し、正しい決算につなげていくことこそ基本であり、その観点から見ても誠に遺憾である。

会計業務に携わる担当者及び管理・監督者は区規則等に則した事務の執行を心掛け、不適切な事務執行とならないように事務管理を徹底されたい。

【措置状況】

学校教育部地域学校連携課

指摘の備品購入時の契約から支払い、備品登録の誤りについては、職員が契約、支出等の知識に習熟していないため生じたものである。

課内職員へは7月に職場内OJTを実施し、新BOP職員に対しては、令和6年度第2回新BOP事務局長会において、指摘事項について共有した上で、契約、発注の概念・注意点等にあわせ、契約内容と異なる発注を行うことはできないことについて、周知徹底を図った。

また、備品の管理については、課の運用を変更し、備品購入の際は、請書兼請求書で対応できる案件であっても、必ず所管課契約チェックシートを作成し、見積書と合わせ起案決定するルールとし、課内で周知徹底を図り、実行している。

今後はこのようなことがないように、定期的に課内で確認を図っている。